

2月26日一般質問より

1、FDA 就航に伴う松本空港及び観光対策等の体制整備について

- (1) 利用率を高めるために、新年度当初予算では、利用促進策として 1.980 万円を予算化しているが、現在の利用促進事業は「信州まつもと空港利用促進協議会・信州まつもと空港地元利用促進協議会・アルプスエアーラインズクラブ」など、三つの組織がそれぞれ別に利用者に対して助成金を交付しています。今後県と地元の松本市・塩尻市・経済団体・FDA で構成する「仮称・FDA 運航会議」を設置し、就航後の支援内容を協議するということになっていますが、現在の 3 つの組織とはどのような関連をもっていかれるか、また、具体的利用促進事業は、どのように計画されているか企画部長に伺います。
- (2) 福岡空港からのお客様、札幌空港からのお客様や観光客をどのようにして利便性を高め、ニーズに答えていくか、交通手段等についてお伺いをします。能登空港ではふるさとタクシー制度があり、能登空港発着の移動は、特別安く設定され、乗り合いタクシー方式で完全予約制となっています。観光客をどのようなコースに案内するかなど、きめ細かいルート設定と、県外、特に松本空港の場合、小松空港や静岡空港からの観光客の誘導など、周辺の観光地との連携も重要であります。そこで、県内滞在観光メニューと県外観光地との連携は、具体的にどのように考えているか、また、連携の体制作りはどのようにしているか、観光部長、企画部長に伺います。
- (3) 松本空港利用のチャーター便についてどのように今後考えていかれるか、企画部長に伺います。
- (4) 現在松本空港にエンジンスターターがないために、この機材がないと空港に離着陸しないなどの定めがある国や、航空会社があるためチャーター便を手配するにも制約があるわけであり、チャーター便利用による松本空港の利用拡大を目指すとするならば、エンジンスターター機材も配備すべきと思いますが、企画部長に伺います。
- (5) エンジンスターターが配備されていないこと、整備士がいないなど、気象条件以外でもチャーター便は実施に当たっての課題があるわけであり、気象条件により、松本空港に着陸出来ない場合の送迎費用や、募集・実施において通常以上の労力と費用が必要となるわけであり、チャーター便を誘致するについての支援はどのように考えているか
- (6) 平成 22 年度の体制はどのようにしているか、旅行会社からすれば日程が決定後 6 カ月から 7 カ月は募集期間や周知徹底期間が必要とされていますが、未だ空港の体制が整っていないため、平成 22 年度中にチャーター便を飛ばすのは無理ではないかと言われているがどうか、企画部長に伺います。
- (7) 松本空港内にある新中央航空株式会社は、セスナ機を所有し、遊覧飛行やパイロットの養成をしています。指導資格を持った操縦士もおり、学科と操縦訓練をしているわけですが、資格を取得するうえで、夜間飛行が義務付けられていますが、松本空港の運用時間は、午後 5 時までのために名古屋空港へ行って訓練をしているとのこととあります。

条件が整ってくれば、パイロット養成訓練を広く募集していきたいとの思いもあると所長は言っておられますが、午後の運用時間の延長やパイロット養成をする空港としてアピールする事についてどのように考えているか、知事にお伺いを致します。

- (8) 空港内の土産物については信州を代表する特産やイメージのある四季折々の工夫が必要であると思うが、どのように考えているか。利用率向上対策とともに、県内や札幌・福岡等に積極的宣伝をどのようにしていくか、既に6月1日からの就航に合わせ、旅行計画を立てる時期でもあるわけであります。また、就航する6月1日のイベントをどのようにアピール計画されているか、板倉副知事・企画部長に伺います。
- (9) 現在の空港着陸料収入は、平成20年度で980万円余の収入となっているが、民間機や空港内航空会社の着陸料を増やす事も松本空港利用率を高める事につながると思うが企画部長にお伺いを致します。
- (10) パイロットの夜間操縦訓練や、夜間遊覧飛行について、松本空港条例の第4条の9に規定する空港の運用時間外に航空機を離着陸するために使用する施設は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない、となっているが同意についてどのように考えているか知事にお伺いします。
- (11) 上高地や、黒部など年間利用客などの多い観光地へのアクセスや東信地域の利用を促進するための道路や交通体系の充実についてどのように考えているか、また、松本地域の交通量調査はすでに終わり、その結果により平成22年度は松本都市圏総合都市交通計画を策定し、それによって道路改良を進めていくとの方針であります。空港とのアクセスについて充分考慮し、交通計画を定めるべきと思いますが、建設部長にお伺いを致します。

2、戸別所得補償制度について

(1)長野県の水田農業の確立について

戸別所得補償制度により、長野県の水田農業がどのように変わり、国が求めている稲作農家の経営安定・食料自給率の向上・農業と地域の再生につなげ、どのように推進されるか、農政部長に伺います。この前提条件は、減反目標が達成されることとあります。その達成手法についても伺います。

(2)新規需要米の拡大について

県が主体となったWCSは、平成21年度成果を上げたと思いますが、昨年以上に自給飼料確保のために飼料米や米粉の普及について、県が主導的に働きかけて実需者を増やしていくべきと思うわけでありますが、その進め方と平成22年度の目標面積、数量についてどの位と見込むか、農政部長の見解を伺います。また、学校給食用米粉パンや米粉メンなどの普及に当たり、教育委員会として実需者になり、それを学校給食会に提供するなどの積極的な地産地消を進めるべきと思うがどのように考えるか、教育長にお伺いを致します。

(3)水田利活用自給力向上事業の長野県単価について

平成22年度の水田利活用自給力向上事業の交付金の長野県単価は、麦が国の基準単価を上回っているものの、長野県が最も必要とする大豆・ソバについては、国で各県の実情に

応じて単価を上げて良いこととなっているにも関わらず、国の基準単価のままであることは、市町村が上乘せする場合がありますが、長野県の政策として増産していく姿勢が見えないが、どのように考えておられるか農政部長に伺います。

(4) 集落営農の推進について

戸別所得補償制度に加入出来ない 10 a 以下の水田耕作者が、集落営農に加わることによって、その制度に加入出来るわけでありますが、長野県農業は、一戸当たりの水田耕作面積も少ないわけで、いかに集落営農を推進するかにかかっているとおもうわけでありますが、集落営農を推進する手法について農政部長に伺います。

(5) 戸別所得補償制度により、長野県農業をどのように変えていかれるか、その基本的考え方について、また自給率向上や強い長野県農業とするため、農業生産額の 75%以上を占める園芸や、畜産に対する戸別所得補償制度についてどのような政策となるよう期待されるか、知事に伺います。

3、二次医療圏毎の病床数の格差について

(1) 医療圏毎の基準病床数に対して、実際に設置している既存病床数は、医療圏毎に大変なアンバランスが生じているわけであります。上小医療圏では 406 床多く、長野医療圏では 551 床が不足し、飯伊医療圏においても 208 床、松本 76 床、佐久 86 床など、不足している医療圏をトータルすると 1.033 床不足しているわけでありますが、この基準病床数に対して既存病床数の医療圏毎のアンバランスについて、要因とすることは何か、医療や入院について格差はないのか、これを解消する方法はどのように考えているか、衛生部長に伺います。

(2) 医療圏毎の病床のアンバランスは、医師や看護師が不足しているばかりではなく、今後は拠点病院の在り方、病院間の効率的連携、専門的病院の分担など、いくつかの要因があると思われまます。病院の統合など、経営的な視点も考慮して地域医療に必要な病床数を確保し、県民の医療格差をなくす根本からの検討も必要と思うが、衛生部長に伺います。